

平成二十四年二月三日受領
答 弁 第 九 号

内閣衆質一八〇第九号

平成二十四年二月三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員秋葉賢也君提出柔道整復師の卒業後臨床研修の制度化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員秋葉賢也君提出柔道整復師の卒業後臨床研修の制度化に関する質問に対する答弁書

一及び二について

柔道整復師が業務を行うに当たり必要な知識及び技能については、柔道整復師国家試験により担保されているため、政府としては、柔道整復師に対して、お尋ねの卒後臨床研修を義務付ける必要はないと考えている。また、柔道整復師の臨床能力の向上に関しては、平成十二年に柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十二条第一項に規定する学校及び柔道整復師養成施設における教育内容の柔道整復実技に臨床実習を追加したところであり、今後も必要に応じて教育内容の見直しを行ってまいりたい。

三及び四について

政府としては、柔道整復師に対して、お尋ねの卒後臨床研修を義務付けることについては、検討したことはない。